

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成27年度第3回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成27年8月20日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
大谷由美子, 高井美智明, 宮内久江, 吉田勉（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
磯崎和廣, 小川喜実, 川上悟, 堀野辺直, 山田政則, 深谷晃一, 吉川彩美, 宮本陽子,
関谷勇, 天野さとみ, 古川栄次, 谷津好行, 堀口泰夫, 石丸美佳, 豊崎和馬, 篠原勤
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・ 平成27年度事務事業の評価（継続評価）について
3年目評価（3事務事業）, 2年目評価（2事務事業）（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
- 9 発言の内容
 - **執行機関** 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成27年度第3回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。本日の出席委員は4名ということで、___委員が都合により欠席という御連絡を頂いておりますので報告させていただきます。本日は3年目評価の3事務事業、2年目評価の2事務事業について御審議いただきます。なお、各事務事業の担当課が出席しておりますので、審議についてお願いいたします。それでは、議事進行につきましては、___委員長をお願いします。
 - **___委員長** 会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。早速ですが、会議録の公表の関係で、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員をお願いいたします。

- **___委員長** それでは、早速、議事に入ります。本日の会議は、昨年度に実施した行政評価の総合評価が、「改善継続」とされた3年目評価の3事務事業、予定では休憩の後に2年目評価の2事務事業について審議してまいります。審議は、限られた時間の中で進めなければなりませんので、一つの事務事業についての審議時間は25分程度として、資料⑧「審議のスケジュール」の順番で進めていきたいと考えております。前回と同じですけれども、初めに、昨年度の総合評価に基づき設定した改善目標と改善目標に対する実施状況についてまとめた一次評価について、各所管課から説明がありますので、それを踏まえて、各委員から意見を頂いて、改善継続か終了かという評価をいたしたいと思っております。なお、本日は、各事務事業の担当課に出席いただいておりますので、疑問点等がある場合には、随時御質問いただければと考えております。また、審議が終了した事務事業の担当課は退席するというので、御了承願います。進め方については、以上の方法でよろしいでしょうか。それでは、資料⑧「審議のスケジュール」に基づきまして進めてまいりたいと思っております。なお、第1回委員会で配布されました、昨日と同じ赤いインデックスの資料②の一次評価の概要と資料③の行政評価調書をお手元に準備してください。

それでは、公園墓地管理運営事務について、審議をしたいと思っておりますので、所管課から説明をお願いします。墓地公園となっておりますが公園墓地ということで確認させていただきます。では衛生管理課に御説明をお願いします。

- **衛生管理課** 公園墓地管理運営事務の、昨年度の総合評価において、巡回バスのアンケート調査につきましては、実施済みということで評価終了の評価となっております。組織の見直しにつきましては、更なる改善を進めることとの評価を受けまして、改善継続となりました。そのため、改善目標として、施設管理の管理業務における民間活力活用に向け、採用する手法について協議を進め、また、平成28年度から墓石簿のデータ管理をするため、システム改修を実施しております。以上で説明を終わります。
- **___委員長** それでは、3年目評価におきまして、行政評価調書では担当課では、昨年度の総合評価及び改善目標に基づき、改善を図ってきたところです。それらを踏まえまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。確認ですが、電算化は完了ということよろしいですか。
- **衛生管理課** システム改修は完了ということで、今後年度内に公園墓地管理事務所に1台システム用の端末を設置する予定です。
- **___委員長** 指定管理者等を含めた管理業務の委託化に関しては検討中ですか、始めたところですか。
- **衛生管理課** 検討中です。
- **___委員長** 進捗状況はどの程度でしょうか。内部で揉んで、既に7、8割進んだ状態か、それともまだなのか、というレベルの質問ですけれども。
- **衛生管理課** 担当課としましては、考え方をある程度まとめておきまして、この後庁内で合意を取って調整を行ってまいります。
- **___委員長** 庁内調整というのはどの程度でしょうか。
- **___委員** 内部としてはどのように案を考えておられますか。

- **衛生管理課** 墓地公園の調査をいたしました。その中で指定管理にした場合は、墓地の使用許可、使用料の徴収など施設の運営に関わる部分と、植栽などを管理する維持管理の2つがあるわけなのですが、そこを現在は直営でやっているのですが、指定管理であればどこまでが望ましいかということと、植栽などの施設維持管理のところだけでいくのであれば、もう一つの手法で業務委託も考えられるのではないかとということで、課としては検討いたしまして、現在考えているところとしましては、業務委託という形で民間活力活用をしていきたいという案を考えております。
- **___委員** 指定管理はしないで直営だけど、一部の業務を委託するということですか。
- **衛生管理課** 衛生管理課としてはそれが望ましいと思っています。
- **___委員** 指定管理じゃなくて、直営の業務を絞るとかして、一部の業務を民間に委託するということですか。植栽とかはそもそも委託していますよね。
- **衛生管理課** はい。
- **___委員** そういう委託とは違う委託を考えているのでしょうか。
- **衛生管理課** 納骨という手続があるのですが、今現在は土日祝日が休みになっているのですが、できればそこは年間を通して受付ができるようにしたい。
- **___委員** 今は直営なので、土日祝日は受付が休んでいるのですか。
- **衛生管理課** その日は休んでおりますので、土日に納骨をしたいというときは、受付ができません。
- **___委員** お葬式とか土日にやったりしますが、納骨ができないのですか。
- **衛生管理課** 土日祝日にお墓を開けて納骨をすることは可能なのですが、墓地の管理の方に届出をしていただく必要があります。管理事務所でお受けしています。土日祝日に納骨に来ていただく場合は、前もって月曜日から金曜日までに届出をお願いしているのです。
- **___委員** それは非効率的というか、相手にも不便だということで、土日に届出業務をしたいということで、その業務を委託したいということですか。それは、公園墓地管理業務の中でも重要な業務です。その部分を民間委託したいということですか。
- **衛生管理課** 今現在も、その部分は公園管理事務所が主な業務としてやっております。
- **___委員** 公園管理事務所は直営です。その部分を民間に業務委託したいということですか。
- **衛生管理課** はい。業務はそれだけではないのですが、他に民間に植栽の管理も委託しようと思っています。
- **___委員** それは以前から委託です。新たに業務委託したいと思っているのは何ですか。
- **衛生管理課** 今現在は低木の管理は、公園管理事務所が直営で行っているが、高木の管理は委託しています。
- **___委員** 難しい業務は委託しているが、平易な植栽業務の植栽業務も委託したいということが一つ、それと、届出業務を委託したいということが二つ目ということですか。
- **衛生管理課** 窓口の案内業務があるのでそれもです。お墓の位置が分からないと問合せも来るので。

- **___委員** そうすると直営でやるのはどこですか。
- **衛生管理課** 直営でやりますのは、衛生管理課内の案の段階ですが、施設の公園管理事務所が現状行っている以外の部分、例えば墓地の補修であるとか、永代使用料の徴収とか、毎年の管理料の徴収という、そういったものは衛生管理課で行っております。
- **___委員** 料金の支払は衛生管理課に直接来るのですか。条例上、例えば永代使用料100万円とか書いてありますよね。その100万円を払うのは衛生管理課に持っていくということですね。募集もそうだとということですね。
- **衛生管理課** はい。
- **___委員** この条例上は、使用料と年間の管理料は1年について800円とかありますが、これも衛生管理課で受けているのですか。
- **衛生管理課** そうです。
- **___委員** 募集もやっているということですか。使用の許可自体も衛生管理課で行っているのですか。それ自体は直営でやるということですか。
- **衛生管理課** はい。それは運営に関わる部分なので引き続き。
- **___委員** 届出の受付とか、案内業務みたいなのは土日クローズしていた部分を開けるために民間に委託しようということですね。サービスの向上に繋がりますね。
- **衛生管理課** はい。
- **___委員** 今、法律上管理運営委託というのはあまり採られていなくて、指定管理者制度ができたので、指定管理業務に移行するのが通常の流れなのですが、実際に今言ったような料金徴収というのは管理委託ではできないですから、やらないというのは論理的ですが、それ以外の部分をかなり民間に委託したいという整理をするということですね。植栽と一緒に、案内業務というのはできるとは思いますが、それ自体もできないという考え方もあるので、ちょっと整理したほうが良いと思います。いずれにしろ管理業務の本体部分は本庁がやって、それ以外のサービスの向上につながる窓口業務とかは委託していくようにまとめたということだと思います。
- **衛生管理課** はい。
- **___委員** 届出受付業務は法律上行政行為になるので、民間はできないかと思いますが、事実上の行為としてはできるかと思いますが、考えていただくとして、具体的に届出業務を委託するのはどういった相手になりますか。住民団体やお寺さんとか、念頭に置いている目論見はありますか。
- **衛生管理課** なるべく公的なところとは思いますが、白紙です。
- **___委員** いずれにしろ、予算を周知して委託して委託料を払わないといけないですよ。今のようなスキームが固まったとすると、これを庁内調整して、実際実施に移行するのはいつになりますか。平成28年度4月からですか。
- **衛生管理課** 承認いただければ4月から実施したいと思っています。
- **___委員** 県内で同じように墓地を市町村が経営をやっている所は結構ありますか。県内の市町村で結構あるのでしょうか。
- **衛生管理課** 県内では、水戸を除いて31市ある中で、15市が直営で公営の墓地を持っています。県内では指定管理者はまだないですね。日立と土浦と石岡の三市は維持管理

を業務委託しています。

- **___委員** 維持管理業務というのは今考えられているようなものですか。案内や届出受付業務とかでしょうか。
- **衛生管理課** そうですね。3市がやられている内容は施設の維持運営に関わる部分ですけれども。
- **___委員** そうすると、使用の承認とか料金徴収業務は委託せず、直営でやっているということですか。すると、水戸市が考えているようなものをその3市はやっているということですね。
- **衛生管理課** そうですね。
- **___委員長** そうすると、白紙とおっしゃいましたが先行事例はあって、参考にはなるということですね。他はありますか。
- **___委員** アンケートの結果は去年聞きましたが、どう反映しましたか。
- **衛生管理課** バスの送迎については、今までは年間にお盆とお彼岸の2回のみ送迎を行っていたのですが、その際にバスに乗られた方たちにアンケートをとりました。3月に、今回春のお彼岸に送迎を行いまして、今までのお盆の時に使用されたときより少し下回りましたが、同程度の人数が利用される方がいましたので、これからは3回にすることになりました。
- **___委員** 今やっている墓石簿のデータ管理は、簡単に言うとどんなことをやっていますか。
- **衛生管理課** 納骨の手続をいただきますと、墓地の管理者で墓石簿帳という台帳を管理してまして、その中にどなたのお骨が、いつ納骨されたかということが記されています。それに対して全て今までは紙ベースで管理をしておりますが、実際には件数などがはっきり把握できない状態になっていました。また、実際に墓地を使用されている方、納骨されている方に一般の方がお参りに行きたいというお問合せに、そういった管理の形ですとどこのお墓に入っていらっしゃるといふ御案内ができないものですから、今まではそういったサービスの部分で不便なものがありました。墓石簿をデータ化することで、全て納骨されている方のお名前を全部入力することで、端末でどこのお墓にはいつてらっしゃるかという検索ができて、迅速な御案内ができますし、実際にどのくらいの方が納骨されているかという把握もできますので、その中では有効な手段だと思います。
- **___委員** そうすると亡くなったのでお墓を借りたいですという、最初の時点で永代使用料などのお金を払いますよね。御家族の代表者が使用者になって、初めて納骨するわけですからここに名前が載って、という業務を今まで紙ベースでやっていたわけですよね。
- **衛生管理課** はい。
- **___委員** ということは、誰かにお花をあげにきた、というときは、個人情報保護の観点からはどうなのでしょう。教えても問題はないですか。
- **衛生管理課** 墓地埋葬法に関する法律の中で定められておりますので、亡くなった方の生前の御住所を御案内というわけではないので、お墓に行きたいということであれば御案内はできます。

- **___委員** 個人情報の違反は当たらないということですね。
- **衛生管理課** そうですね。法律の中で認められておりますので。実際に使われている方の個人情報はお教えするのは難しいです。基本的には、お参りをしたい方への御案内です。
- **___委員** 墓石簿の管理というのは、訪ねてくる方の便宜というのが目的ですか。
- **衛生管理課** それもありますし、無縁仏になってしまった方の把握をするための事務手続としては、必要になってくると思います。
- **___委員** 待機者っていうのはあるのでしょうか。
- **衛生管理課** 今年度末で大体 30 名いらっしゃいます。
- **___委員** これの解消について何か、拡充するとかはありますか。
- **衛生管理課** 解消につきましては、平成 25 年度と 26 年度に墓地を増設しています。
- **___委員** その時に 158 人から 30 人に減りましたよね。
- **衛生管理課** そうです。その時点で待機者を 100 人前後常時いらした方に入っていただいて、そのあと希望者が出てしまって 30 名くらいいらっしゃいます。その方についても、引き続きまた増設した墓地のほうに、時期を設けて御案内をしていこうと思います。
- **___委員** 30 人の方に何を案内しますか。
- **衛生管理課** 平成 25 年、26 年で、新たに増設した墓地に御案内しようと思います。
- **___委員** 墓地返還促進事業というのも実施されているようですが、これは何をしているのですか。使わなくなった土地を返還しているのですか。
- **衛生管理課** これは、新たに増設したとお伝えしたのですが、その前の段階は供給できない状態でした。それで、以前開設当初に販売をした使用者の方で未利用の土地もあったということで、平成 22 年度から 2、3 年かけて御案内をして、お使いになられないなら返還していただくということです。
- **___委員** それってあんまり件数はないのではないですか。
- **衛生管理課** 始まった当初は 60 基程度戻ってきたということがありましたが、今は年間 20 基くらいが戻っています。
- **___委員** そんなにあったのですか。それは、未利用が 60 基とか、年間 20 基とかあるわけですか。買ったけれども墓石を立てていないという。それは 100 万とか 50 万とかという使用料を払っているのですか。
- **衛生管理課** 開設当初払っていただいております。
- **___委員** 使用料というのは、1 回で払っていますよね。それは返すのですか。
- **衛生管理課** 要項を設けておまして、今現在は金額を定めております。4 種であれば 7 万円とか、返還する額は面積によって変わります。
- **___委員** 使用料として 50 万円払って、返すときは 7 万円、四十数万は市の方で受領しておくということですね。民間墓地と比べると安くつきますか。ざっくり言うところのどのくらいですか。
- **衛生管理課** 民間よりは安いと思います。少し情報は古いですが、4 平米の区画で水戸市は 22 万円ですが、民間ですとその倍か、50 万円くらいというぐらいで。
- **___委員** 民間の墓地経営から、市が安くしているという苦情とかはないですか。

- **衛生管理課** 特にないですね。
- **___委員** 市として事業を拡大していく時に、そういった人たちからの課題はないですか。これは市として拡充していく仕事ですか、維持、縮小していく仕事ですか。
- **衛生管理課** 水戸市の総合計画の中では 350 基ほど拡充していく予定でして、現在全部で 7,600 基くらいあります。
- **___委員** 二つの墓地で 7,600 基ですね。そこに今度は 350 基を拡充する。ということとは拡充していくという方向ですね。
- **___委員** 埋葬とか、お墓に対する考え方が多様化して、先ほど無縁仏というものもあります。永代供養のお墓を合葬というのは今後考えられますか。
- **衛生管理課** まだ整備までするという方針はありませんが、そういった需要があるというのは聞いておりますので、今年度アンケート調査を実施したいと考えておまして、その中で合葬という項目も設けて、合葬というものも需要があれば考えたいと思っております。
- **___委員** 分かりました。民間のお墓で言うと、所有者が分からなくなってしまっているのが見られますよね。データ化で防げるということでしょうか。
- **衛生管理課** 使用者の方については、御使用いただくときに戸籍であったり住民票であったりを提出していただいているので、把握させていただいております。実際に今は単身の方も増えていかれる中で、そこから先の方というのは把握が難しいというところかと思っておりますので、そういった場合については合葬なども必要な部分はあるかと思えます。
- **___委員** これからそれについてはアンケートをとって考えていくということですね。
- **___委員長** そろそろ時間ですので、我々のほうで判断しないといけないのですが、いかがいしましょうか。データ管理は終了ということで、実際に担い手は誰にするかなど、方向性は詰めないといけないところがあるかとは思いますが。継続にするのか、ある程度方向性は明確に出ているので終了でいいのかということですが。
- **___委員** 方向性は見えているので、後は管理運営業務の仕分けをきちんと精査していただいて、うまく移行するということができればいいと思います。
- **___委員長** では、当委員会では終了ということにさせていただきますので、今指摘があったところの検討を続けて、更に進めていただければと思います。次も衛生管理課の担当ですけれども、2 番目の斎場管理運営事務について審議に入っていきたいと思えます。それでは概略の御説明をお願いします。
- **衛生管理課** 斎場の管理運営事務事業については、行政評価委員会からの本館の耐震化補強工事に合わせて施設整備の充実化、民間活力活用の検討の目標のうち、施設整備の充実については、評価終了となりましたが、民間活力活用検討については、他市事例の調査にとどまっているため、検討が必要であると評価を受け、改善継続となりました。市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、民間活力活用の対象範囲（火葬業務、施設管理業務）について、他市事例を参考に導入業務、時期及び運営方法の比較検討を行うことといたしました。なお、施設管理に関しては、平成 26 年に本館耐震化工事に併せて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室や着替えのできる個室の整備や、本館

1階のトイレの洋式化などを行いました。しかし、施設の老朽化が著しいため、引き続き施設の充実を図ってまいることとしました。以上です。

- **___委員長** 他市の事例の調査から得ることは何かありましたか。
- **衛生管理課** 県内の他市事例と近隣県の他市事例を調査いたしまして、51市町村の方の運営状況を調査いたしました。回答が出ない市町村もありましたが、以前の調査を踏まえて精査しておりますけれども、直営でも委託する市や指定管理者導入の市町村が結構あります。市町村によって委託の仕方がばらばらですから、そういったところを精査しているところです。
- **___委員長** 直接は関係ないかもしれませんが、耐震化ということをお話しになった関連で、老朽化しているというお話でしたが、火葬炉も含めて、建屋も含めてということですか。
- **衛生管理課** はい。
- **___委員長** 老朽化して大丈夫なのでしょう。特に火葬炉というのは煉瓦の対応年数とかがある程度あると思いますが。
- **衛生管理課** 来年から2炉ずつ煉瓦の積替えを予定しています。
- **___委員長** 効率性というか、ガスの消費量とかですね、窯の性能によってコストが違ってくるのかなと思まして。
- **衛生管理課** 旧式なものですから、人が付いていないといけません。個体差がありますので、ある程度バーナーの調整を行わないといけません。
- **___委員長** 現在は市の職員がやっているということですか。民間活力をどういう形でどういう範囲まで入れるかという検討をされているということ、まだそれについては一定の方向が出たわけではないということですが、他の委員の方はどうでしょうか。
- **___委員** 今年度の課題で取り組むべきことは、民間活力活用の対象範囲についての検討というか、どういう業務にするのかとか時期を検討するという、今年度中に方向性を出していくということでしょうか。
- **衛生管理課** できれば調査がまだ不十分なもので、今後、平成26年度調査をかけたものが県内で中心だったものですから、水戸市と同等の規模の特例市や一つ上の中核市にも調査した上で、その結果も踏まえないと思っております。
- **___委員** 今年度中に方向を出すということですか。今年度やることはどんな調査ですか。昨年度は51市町村の調査をしていったということ、それによって見えてきた方向もあるのかなと思しますが、それに加えて大きい自治体も調査するというのなら、何を検討するというのでしょうか。
- **衛生管理課** 調査した段階で市町村によってばらばらなんです。火葬だけとか、管理だけとか、両方とか、指定管理者とか、水戸市にどの制度が一番合うのかなということを検討しています。
- **___委員** 大きく分けて指定管理というものと、火葬だけというものと、何がありましたか。
- **衛生管理課** 施設管理の方の業務委託です。火葬業務と管理業務を別々に分けて出している所もありますし、一緒に出している所もありますし、指定管理者として出してい

る所もあります。

- **___委員** 火葬業務と施設管理業務を一緒に出しているというのは、指定管理者にならないのですか。それ以外の業務というのは何かありますか。
- **衛生管理課** 直営で管理はしているけれども、業務内容は委託しているという回答です。
- **___委員** 指定管理者かどうかは分からないということですか。
- **衛生管理課** 他市事例の調査では、管理は直営でやっていくけれども業務の方は委託しているという回答もありました。
- **___委員** 使用の承認とか料金の徴収とかというのは自治体がやっているということでしょうか。
- **衛生管理課** それが市町村によってばらばらでまとめきれていないところです。
- **___委員** 指定管理をしている所は県内でいくつくらいあるのですか。
- **衛生管理課** 県内ですと、日立市、古河市、霞ヶ浦市、神栖、波崎、大宮辺りです。
- **___委員** 大体そういうのはどこに指定管理者をお願いしているのでしょうか。
- **衛生管理課** 指定管理者もいろいろです。火葬炉メーカーであったり、施設管理会社であったり、地元の業者を優先していたり、まちまちです。
- **___委員** 民間の葬儀場なんかをやっている業者さんがやっているのですか。
- **衛生管理課** それとはまた別です。業者さんが入っている所もありますし、一般のビルメンテナンス会社さんが入っている所もあります。いろいろです。
- **___委員** 2ページ3ページ御覧いただきたいのですが、今直営でされている人件費の件なのですが、2ページは火葬にかかる行政コスト、3ページは式場における行政コストということで、足すと斎場の業務の人件費ということですか。それともこれは本庁から抜けているのですか。
- **衛生管理課** これについては、水戸市斎場の業務を斎場の業務と受付業務を分けただけですので、これで運営をしている状態です。
- **___委員** これに本庁の行政行為の使用料とか利用料の徴収をやっている人は入っていますか。この人件費だけで火葬場の業務で完結しているんですか。
- **衛生管理課** 火葬料や使用料は市民課のほうで徴収していますので。
- **___委員** それは指定管理者にしても一緒ですか。
- **衛生管理課** その辺を全部指定管理者に任せるかということですか。
- **___委員** 私が聞きたかったのは、今の直営でやっている人数が指定管理に、例えば火葬場ですと一人当たり人件費 750 万ということですがけれども、トータルで 3,500 万だから 5 人くらいの技能労働者の方がいらっしゃるわけですね。こういった人たちが指定管理になった場合どうなるのかなと思って聞いたのですけれども。
- **衛生管理課** 現段階で検討しているのは、指定管理者になっても 5 名は正規職員が必要だと思っています。
- **___委員** 指定管理側にですか。市側にですか。
- **衛生管理課** 指定管理側になります。
- **___委員** 指定管理にこの人たちは移行するということですか。

- **衛生管理課** この人たちが移行するという事はないと思います。
- **___委員** 今の直営の現場業務がありますよね。人数はおそらく10人くらいになると思いますが。例えば火葬に係る技能職員は5、6人から、事務はおそらく1人か、0.7人分くらいか。そういうイメージですよ。
- **衛生管理課** 事務の市の職員は2名で、後は嘱託員と臨時職員がいます。
- **___委員** そうですね。ここに書いてある金額の人たちがいるということですよ。式場における行政というのは、人件費800万円に対して1,100万円というのですから1.4人分くらいですから、多分こと火葬に係る業務が2人いて、やりくりしてこの人件費になるのだと思います。そういう意味ですよ。だから、式場においては1.4人分くらい、事務については0.6人分くらい、足すと2.0人分になるので。そういうイメージでいいですか。
- **___委員** 式場においては0.5人分くらいなのですね。ここに書いてある人件費の人で管理運営業務は完結しているのですか。指定管理になったらここにいる人たちはどうなりますか。指定管理者に移行するのですか。
- **衛生管理課** 別の業務に人事異動で動くことになります。
- **___委員** 現場業務に携わって別の業務に携わっていくのですよね。そういうことも検討しているのですか。
- **衛生管理課** 検討の段階には入っています。
- **___委員** 結構そのところは難しいですよ。現場業務の労務対策というか。分かりました。
- **___委員長** 後はよろしいでしょうか。当委員会としての判定に入りたいと思いますが、分析も終わってなくて調査中ということで、不十分という話もあったので、具体的なことは今のところ未定ということだったので、従って改善の方は、民間活力というものもあったので、改善継続ということでよろしいでしょうか。今言ったことをもっと詰めていくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。
では、次に内原高齢者センターについて審議していきたいと思います。
- **高齢福祉課** 内原高齢者センターの管理運営に係る事務につきましては、昨年度の総合評価におきまして、全市民向けの高齢者パソコン教室を開催して、広く市民の利用に努め、また定期清掃や昼の入替えを実施し、適切な施設管理を行っており、この点については評価終了となりました。しかし、内原中央公民館との連携による多世代交流事業及び地域交流事業が未実施であることから、改善継続となりました。このため、改善目標としまして、高齢者の生きがいづくりや健康増進に向けて、内原中央公民館等と連携し、多世代交流事業等を実施する。今年度は全市民を対象とした高齢者向けのパソコン教室を開催するとともに、子どもサッカー教室の説明会を同館で行い、また子どもたちの描いた絵画作品等をセンター内に展示する等、幼稚園・小学校の発表の場として活用し、また、夏休み期間中にシルバー人材センターと協力し、「おさらい教室」を開講するなど、地域における高齢者と子どもたちの地域における交流のきっかけづくりを行い、高齢者の生きがいづくりや世代間交流を推進してまいりたいと考えています。今後とも市のホームページや広く周知活動を行い、広く市民全体の利用促進に努めますとともに、

内原中央公民館等と連携をいたしまして、実施する事業内容や方向等も検討してまいりたいと思います。また、施設も利用者の皆様に快適に利用していただけますよう、定期清掃等を通じまして適切な管理運営を行いたいと考えています。

- **___委員長** それでは御質問、御意見等をお願いします。
- **___委員** この施設は内原地区に限定されるとか、高齢者に限定されるということが課題となっていたのですが、パソコン教室等をやって評価終了になっている部分もあるし、多世代交流事業とか、地域交流事業とかが未実施というのですけれども、27年度としてはこの部分はどうなっていますか。
- **高齢福祉課** 平成27年度は先ほどのパソコン教室とか、小中学生の描いた作品を展示するとか、内原中央公民館と連携しまして、交流を計画しています。夏休みの時期を利用して、シルバー人材センターを活用いただきまして、夏休み中の小学生対象のおさらい教室という教室を開講しています。
- **___委員** 利用者の人数も徐々に増加しているというのは、そういうのが影響しているのですね。
- **高齢福祉課** 通常の高齢者の方々が利用されていらっしゃる部分に加えて、こういったお子様方に利用いただいているということで、徐々に増えていっているのかなと思います。
- **___委員** 多世代というのが分かるのですけれども、地域交流というのは具体的にはどういった意味ですか。他地域ということですか。内原地域のことですか。
- **高齢福祉課** 内原に限定しているというわけではありませんし、幅広く利用いただいていると思います。
- **___委員** 感覚で内原地区以外の地区の利用は増えているのですか。地域別に人数は取っているのですか。
- **高齢福祉課** 地域別には取ってないです。ある程度今までは、高齢者の方は内原地区に限られていることが多かったのだと思いますが、子どもさんとかですと、他地域の方もそういった部分では増えているかと思います。
- **___委員** 水戸市内原高齢者センターという名前ですが、他に高齢者センターが内原以外にもありますか。
- **高齢福祉課** これは合併の時に内原高齢者センターとして設定されたということですから、当時の内原町にあった施設を発展的に使ったということだと思います。
- **___委員** 内原町が合併する前からあった。
- **高齢福祉課** 合併前からありました。
- **___委員** 内原町時代からあって、そこが運営していたということですね。水戸市に合併されて冠が水戸市になっただけで、内原町をエリアにしていたのだと思うんですが、市の運営ですから内原だけに限らずということになったのですね。同種の施設は旧水戸市の中にはないということですね。
- **高齢福祉課** 老人福祉センターとは違いますので、ありません。
- **___委員** 名前を変える必要はないと思うのですが、その辺の問題は特に感じていませんか。

- **高齢福祉課** 合併後10年というところで、今までの流れというのがあるのかもしれませんが、その一方で、ただ今申し上げましたような関係団体を含めて、間口を広げてというようなことで私としては努めさせていただきますので、地域としては内原にあるから内原ということになってしまいますが、利用形態としては内原だけでなく幅広くといますか、内原地域だけじゃなくて広く全地域で利用して、中央公民館とか、シルバー人材センター等に活用いただくように、協議検討させていただくようにと。
- **___委員** 管理運営としては直営ですか。
- **高齢福祉課** シルバー人材センターが。
- **___委員** シルバー人材センターなのですか。ほとんどシルバー人材センターなのですか。利用の申込み受付とか。
- **高齢福祉課** シルバー人材センターの方に申し込む形です。
- **___委員** 利用料はかかりますか。
- **高齢福祉課** 利用料はかかりません。
- **___委員長** そうですか。私も質問しようと思っていました。
- **___委員** 利用料を取っているなら少しややこしくなるから、取らないというのはシルバー人材センターを使うのにはあるのでしょうか。
- **___委員長** 料金の収受がないならできますね。
- **___委員** 本来ならば、シルバー人材センターに指定管理となるのではないのでしょうか。
- **高齢福祉課** まず、無人の施設であるということです。まず常駐がおらず、鍵の開け閉めで無人の施設で、シルバー人材センターに委託しているということです。
- **___委員** 無人であることが指定管理に馴染まないという判断をされているのですか。市の基準で無人であれば指定管理しないという基準があるのですか。常駐であろうと無人であろうと公の施設には違いないので、指定管理とは直接関係ないのではないのですか。
- **執行機関** 指定管理の運営基本方針という方針を昨年度策定しておりまして、直営施設とそうでない施設を切り分けているのですけれども、その中で非常駐施設だから直営という形にさせていただいています。
- **執行機関** 指定管理業務に当たりましては、市民サービスの向上と経費の削減の2つを満たすものとしています。無人の施設については経費がかかってこないものですから、指定管理業務に資する要件を満たさないということになります。
- **___委員** 財務会計上の効率化ということにならないということですか。ちょっとどうかと思いますけれど、ほとんどの業務をシルバー人材センターがやっているのであれば、法の趣旨から言えば指定管理者として責任を持ってもらう方がいいと思うのですが、シルバー人材センターには委託料を払っているということですね。
- **高齢福祉課** そうですね。
- **___委員** 収入がないから煩雑性がないから、指定管理者にする必要がないというのがあるかもしれないですね。分かりました。
- **___委員長** あと、理由に関して、申し込む時はこういった手続があるのかというのは、利用者を増やすのであれば、比較的簡単に申込みができる利便性も大切だと思うの

ですが。直接シルバー人材センターに申し込むのか。それとも、市のホームページ等で見て、随時、いつが開いていますよというのが分かるようになって申し込めばいいとか。

- **高齢福祉課** 直接シルバー人材センターに申し込むということになっています。
- **___委員長** ということは、利用者がシルバー人材センターに申し込めばいいと、ホームページなどに載っているのですか。
- **高齢福祉課** ホームページに載っています。
- **___委員** シルバー人材センターが利用承認を持っているのですか。
- **高齢福祉課** 最終的に承認はこちらがやっています。
- **___委員** 申請書は水戸市長宛てになるのですか。それを受付はシルバー人材センターがやって、ほとんどやっているのですね。
- **高齢福祉課** 内原高齢者センターの場所もシルバー人材センターの場所も、内原地区にございますので。
- **___委員** 利用権限ということを見ると、指定管理者にした方がいいのですけれどね。実務的に意味がないというのであれば仕方ないですが。
- **___委員長** 今の水戸市の考えですと、指定管理でなくそのままということになりますよね。
- **___委員** 料金の問題があると思うのです。委託料を貰って利用料を払って相殺したりするのが面倒なので、基本的に指定管理者の収入にして、料金も条例の枠の中で指定管理者が設定するというようなことでいいのですが、このメリットがないということなんです。もう一つ、利用権限の許可とかも、業務委託だとできないから指定管理者があるわけです。それを指定管理者だと言えば、シルバー人材センター自体が法人として使用許可したり管理の法的な権限を持たせたりということができるのですけれども、それに関して実際はやっぴながら、法的な権限は市が留保しながら運営しているということです。それに関して何か不都合がないかということだけ確認すれば、指定管理者でなくてもいいと思うのですが、そこまでやっぴしてくれているのであれば、財務会計上のメリットがないにしても、権限的な話の整理として指定管理者にしていった方がいいんじゃないかというのが私の考えです。ただ、シルバー人材センターがそこまでの責任を持ちたくないとかいうことであって、最終的な権限は市でお願いしたいということであれば、また別の話ですけれども。水戸市の基準自体に不合理なことはないと思うので、その点は理解していただければと思います。
- **___委員長** 施設の利用関係でお伺いしたいのですが、確か前回お聞きしたのは畳を全部変えてきれいにされたということ、空調設備がないというのもお聞きしたのですが、どうでしたでしょうか。
- **衛生管理課** 空調については一部の部屋に整備をされています。全部の部屋にはございません。
- **___委員長** それでもおさらい教室をやっているということですね。
- **衛生管理課** 夏休みなので、空調設備のある部屋でおさらい教室は開いています。
- **___委員** 見直し事業で地域の子どものたちの絵画作品の展示、それから高齢者と子ども

もたちとの交流に力を入れられているようですが、シニアの子育て支援ということで、子育て世代との交流ができるようなことはされていますか。

- **衛生管理課** 保育所、幼稚園、小学校の子どもたちの育成という意味で、その父兄も含めて三世代で当然遊びに来たりとかですね、そういう形でできるのかな、と考えております。
- **___委員** そういう形での交流ということですね。また、世代というのもゼロ歳からというのも入ると思うのですけれども、若いお母さん方という悩みを抱えていらっしゃる方もありますので、地域の方との交流というものにもなりますので、いいのかなと思います。
- **衛生管理課** お母さんたちのきっかけの場作りということにもなればよいなと思っております。
- **___委員長** 少し突っ込むところで言えば、名称も考え直した方がいいのじゃないかとか、水戸市さんの基準とは関係なしに、指定管理者制度導入という方向性も有り得るんじゃないかとかいう事業の根幹に関わることもあるんですけれども、行政調書の範囲内であれば一定の成果も認められるということですが、どうでしょうか。本質に関わるということは付帯的な評価ということにさせていただいて、行政調書内の評価ということであれば、改善ありということで評価終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では一旦休憩ということにさせていただきます。3時から再開ということにさせていただきます。

〔休憩〕

- **___委員長** それでは、次の審議ですが、介護保険料滞納整理事務です。担当課から御説明をお願いします。
- **介護保険課** 介護保険滞納整理事務につきましては、税の公平性の観点から徴収しております。昨年度の評価につきましては、不納欠損処分における所在不明者の確認ということで委員から御指摘を受け、見直しの上での継続となっております。御指摘を受けました所在不明者の確認につきましては、通常の督促、督促状の送付に加えまして臨戸訪問などを実施するほか、市税等徴収を行う関係各課との連携強化による情報の共有化に努めるとともに、市民課に依頼しまして、住民票の実態調査をしまして業務を適切に行えるよう、介護保険料の収納の向上に取り組んでいるところでございます。
- **___委員長** 委員の皆様いかがでしょうか。
- **___委員** 確認ですけれども、別紙3、滞納事務基礎資料の26年度決算で、過年度分の滞納額が1億8,000万円で、収納未済額が1億円ですか。6,900万円が不納欠損というのですけれども、不納欠損の内訳はどうなっていますか。
- **介護保険課** 不納欠損については、ほとんどが納付困難です。理由としては病気ですとか、収入ですね。まず介護保険の本質的な賦課について御説明させていただきますと、26年度当初は対象者が6,511人、予算ですが、このうち年金等からの強制徴収、特別徴収の方が55,648人。割合にして約86%が強制徴収として、滞納者がいないということになります。

- **___委員** 天引きということですね。
- **介護保険課** はい。残り 9,363 人、14 パーセントの方が納付書による自主納付ということになります。この方たちのうちで滞納になっているということですね。その対象者が年度当初で 2,637 人いたということになります。年金からの特別徴収の滞納者は、年額で 11 万円の方が対象となりますので、納付書により納付する方というのは所得の少ない方が対象ということになります。月額 15,000 円以下の方ということになります。
- **___委員** ということは、国民年金の人はもう少し貰えますよね。
- **介護保険課** 国民年金というのも納付期間が少ないと、貰えない方もいらっしゃいます。
- **___委員** なるほど。特別徴収というのは天引きで、普通徴収というのは納付書でということですが、そのうち自営業者で収入が結構ある人もいるのではないですか。
- **介護保険課** 年金からですので、収入のある方はあまりいらっしゃらないですね。
- **___委員** そうすると、6,900 万円不納欠損という理由は、普通徴収の人で年金が年間 11 万円以下のような人、ということですね。払えないという状況は、法的な根拠はどうなりますか。例えば時効とか、免除とか、ありますよね。
- **介護保険課** 介護保険の場合は、負担者の負担割合という、段階が所得によって分かれていますので、年額 11 万円以下、11 段階で一番下の段階がほとんどになる。年額で 29,520 円以下になる。
- **___委員** 滞納になって不納欠損するときの理由はどういう理由になりますか。未納の額をゼロにする理由、時効であるとか、免除するとか。
- **介護保険課** 介護保険の時効は 2 年になっています。その中で未納の方であっても、分割納付であるとか、納付の時効の延長がある方もいらっしゃいます。
- **___委員** 時効の中断する人は不納欠損には至らないですね。不納欠損になる人はどういう人がいますか。
- **介護保険課** 納付困難だというようなことと、死亡、転出ですね。
- **___委員** 納付困難というのは、免除するとか行政上の措置が必要ですね。どうするのですか。
- **介護保険課** 全額免除というのはございませんで、例えば、基準額に対する納付を一段階下げるといような独自の免除を行っています。
- **___委員** 6,900 万円というのがゼロになっているのですよね。ゼロにした理由は免除ですか、時効ですか。
- **介護保険課** 時効です。
- **___委員** 時効の場合は、中断しているわけですね。中断しないで 2 年間の時効を迎えるというパターンにするのですか。
- **介護保険課** そのようなことになります。納付指導等を行って、なおかつ払われぬ。
- **___委員** 納付指導を行っているということは、納付してもらおうとする意志のあるスタンスですね。納付指導をして、納付してもらいたいです。
- **介護保険課** 納付してもらおうというときは分割納付ですね。
- **___委員** 分割納付していれば時効が来ないですね。時効にする人というのは、市

の方で放置する人ということですよ。

- **介護保険課** 現況では、2,600人の方と連絡が取れないということです。
- **___委員** 連絡の取れない方というのは、連絡が取れないということで免除しているのですか。
- **介護保険課** 免除はしていません。
- **___委員** 不納欠損するためには行方不明というだけではできませんよね。
- **介護保険課** 居所不明ということですね。
- **___委員** 居所不明ということで不納欠損できるのですか。
- **介護保険課** できます。
- **___委員** 債権放棄するわけですから、市の方で。その理由が必要なわけですよ。時効だとか、免除だとか。それ以外の行方不明で債権放棄というのはあり得ないですよ。
- **介護保険課** 介護保険の場合は66条で滞納者に対して給付制限といたしまして、介護保険を利用した場合に1割負担というところを30パーセントにするということがあります。そちらを適用するためにも2年で不納欠損にしています。
- **___委員** 介護保険法等で、行方不明であると免除することができるという規定があるのですか。
- **介護保険課** ないです。
- **___委員** 行方不明を理由として不納欠損はできませんよね。行方不明の場合は債権放棄しないといけません。債権というのは介護保険料ですが、それを、市が議会にかけるか条例にするかしないと不納欠損には持っていけない。行方不明では間違いなく不納欠損ではできないはずですよ。どこの根拠でやっているかというのが分からない。最初の問題なのですが、どういうことにして6,900万円を不納欠損しているのかなと。よく聞くと、時効で不納欠損する場合がありますよね。ある時期を境に、お金のない人は2年間放置しようとしないと時効にならないと思います。もしやっているとしたらあまり良い方法ではないと思います。地方自治法では執行猶予で免除するという規定もあるので、これは5年とか10年とか長いのですけれども、個別で3年とか短くする場合もありますが、そういう道を使った方がいいのかなと思うのです。私がそう思っているだけで、実際には個別に何かあるのかなと思ったのですが、そうではなさそうなので。水戸市債権管理条例がありますよね。それで債権放棄した方がいいと思います。
- **介護保険課** 確認したいと思います。
- **___委員長** 不納欠損に処理をした法令上の根拠を明確にしないとイケないということだと思います。
- **___委員** 去年の説明では不納欠損は死亡となっていて、不在は入ってなかったと思うのですが。差押えとか滞納処分とかはされるのですか。
- **介護保険課** 時効が2年になっていることもありますし、保険料を滞納されている金額が年額で2万円ということですので、手続をする費用対効果というか、手続にかかる時間を考えると、最大で11万円です。
- **___委員** 不納欠損は行方不明の人を時効にしているということですか。行方不明の人を相手に特約はできないから、行方不明になってから2年になったら時効にしている

ということですか。

- **介護保険課** 公示送達して2年です。そういった手続は執っています。
- **___委員** お金がない人が漫然と時効を迎えているのは良くないですね。
- **介護保険課** はい。コンタクトが取れている人は分割納付の約束を貰って、なおかつ不履行の方は時効になります。
- **___委員** それはおかしいのではないですか。不履行なら時効にしてしまうのですか。請求して、履行させないと。
- **介護保険課** 不納欠損をしないと、公平性が保てない場合が出てくるのです。介護保険を利用した場合、未納期間に応じて負担割合の3割負担というのが出てきますので、納付の約束をしながらそちらを免れるために、あえて3割負担にならないようにする方が出てきます。
- **___委員** 履行するよという約束をすることで、時効が中断されて不納欠損にならないということですよ。そういう人と比較して不平等になるということはどういうことですか。
- **介護保険課** 納付の約束をすると、時効の中断により不納欠損にならなくなり、介護保険の未納にならなくなります。
- **___委員** 払うよという意味を示していれば未納にならなくなるのですね。そうすると介護保険に入っていて1割負担で済むわけですね。その人と公平性で問題があるとはどういうことですか。
- **介護保険課** 普通に納めている人が1割負担で、納められていない方は未納期間によって3割負担になります。滞納がありながら納付の約束をただけで実際に納付をしない方が1割負担になります。一定の期間、1年以上を設けて、それでも納付しない方は欠損としています。欠損の期間は未納になりますので、滞納期間としてペナルティが生じます。
- **___委員** 不納欠損することはペナルティを課すことになるのですね。
- **介護保険課** そうです。未納になりますので、滞納になります。
- **___委員** 不納欠損することにより、滞納金については軽くなるのですが、その処理をしたことによって、介護保険を利用した場合の自己負担金が増えるということですね。
- **介護保険課** そうですね。ペナルティを明確に設けているのです。
- **___委員** そのために不納欠損するということですか。それは制度的に有効なのですかね。特約をしたけど払ってない人にはペナルティがないわけですね。そういう逃げ道みたいなのがあるのですね。水戸市としては時効で不納欠損とした方が、この人たちにはペナルティがあるのですね。
- **___委員長** 早い段階でかけられるということですよ。
- **___委員** 時効にしても時効の利益を受けないという、不納欠損しないよという人はいないのですか。時効というのは相手方が時効を使いますよということで初めて成立するのです。制度上疑問視せざるを得ないというところがありますね。行方不明で時効で不納欠損というのは正当ですね。未納なので、ペナルティをつけるために時効を使うというのに違和感はないですか。

- **介護保険課** 期間を1年間と設けております。
- **___委員** 本当に払えない人は債権条例があるから債権放棄してあげる方がペナルティがかからなくて良いのではないですかね。そのバランスが分からないのですけれども。
- **___委員長** その過程で納付指導は入りますよね。あくまで市としては義務を果たしてくださいねと呼びかけていますが。その他の委員で何かありますでしょうか。それでは時間ですので判定の方をしないとイケないのですが、一応の改善の目標と達成度につきましても、不明者に関しては情報共有を進めているところで理解できる場所ではあります。前半では制度の根本に質問が及んだりもしたのですけれども。行政評価書の範囲内で判定ということであれば、不明者の把握に関しても対策をとったということで、改善があったというふうに理解できるのですが、どうでしょうか。
- **___委員** 良いと思いますが、6,900万円の不納欠損に至るものの分類をお見せいただけないかと思っております。区分していただいておりますか。議会で聞かれたりすることもあると思えますし、事務の整理としても必要だと思います。
- **介護保険課** 分割納付の人数と、公示送達によるものと。
- **___委員** 全て積み重なって6,900万円だと思うので。
- **介護保険課** 形というのはある程度出せるのですが、コンタクトが取れない人もいますので。
- **___委員** コンタクトが取れない人は2年間の時効になっているのですよね。それで金額は出ますよね。
- **介護保険課** 工夫して出させていただきます。一昨年度は出しましたので。
- **___委員長** それでは、当委員会としては改善達成ということで終了ということにさせていただきます。要望がありました資料はいつぐらいになりますかね。
- **介護保険課** 現年度分の決算でしょうか。
- **___委員** 平成26年度分決算の6,900万円はどういう構成をしているかということです。
- **介護保険課** 事務局と相談してみます。
- **___委員長** 可能であれば、我々の委員会が終了するまでに出るといいのですが。
- **介護保険課** マイナンバー制度が交付されると、もっと明確になると思います。
- **___委員長** そうですね。ありがとうございました。では次に、本日最後の保育所保護者負担金滞納整理事務についてお願いします。
- **幼児教育課** よろしく申し上げます。保育所保護者負担金滞納整理事務事業につきましては、昨年度の評価において、児童手当からの申出徴収、財産調査などは概ね実施されている。しかしながら、滞納理由の把握の強化、コンビニエンスストアの納付について検討を行うこととし、見直しの上継続ということになっております。そのため、改善目標といたしましては、児童手当の申出徴収につきましては、今までは滞納者のみからの徴収でしたが、対象者全て同意を頂き、入所の手続の時に同意を頂いている状態があります。滞納理由の把握に努め、財産調査及び滞納処分へ向け準備を進めています。コンビニ収納、ゆうちょ銀行窓口払いは、平成28年4月からの実施のための準備を進めています。特別徴収及びクレジットカードでの納付については導入を検討しています。ま

ず、資料の2ページを御覧いただきたいと思います。収納率につきましては、昨年度から今年に比べ、92.8ポイントから、93.8ポイントと、1ポイント上昇し、滞納金額にして、900万円の収納が向上しております。これにつきましては様々な要因がありますが、組織体制を強化していただき、今年度から認定収納係を組織し、係員が増えていることが大きな要因でございます。今後とも更なる収納対策収納事務の向上に努めてまいりたいと思っています。

- **___委員長** ありがとうございます。皆様どうでしょうか。
- **___委員** 児童手当から天引きされるような制度になりましたよね。これはどのくらい普及していますか。
- **幼児教育課** 児童手当からの徴収の仕方は二つあって、申出徴収と特別徴収があります。申出徴収は滞納者対象にしていたのですが、今は入所手続の時に滞納者に関わらず、納入がなくなった際には申出徴収として児童手当からの徴収をする書類をいただいております。特別徴収につきましては、これは天引きできる制度でございます。ただ、現年度に限るという制限がございますから、まだ実際には行っておりません。今後児童手当からの特別徴収により、そういった措置も公正性の観点から実施していきたいと考えております。
- **___委員** 申出徴収と特別徴収があるのですね。児童手当から貰う場合。申出徴収の対象は、滞納者の申出と一般の人の申出とあるわけですね。
- **幼児教育課** 今は全ての方から申出徴収の同意をしてもらっています。
- **___委員** 申出徴収の場合はいいと。滞納している人から強制的に天引き徴収はできないと。
- **幼児教育課** 現年度において徴収はできます。
- **___委員** そうすると現年度において、滞納者に対する特別徴収はやってないということですか。それはどうしてですか。
- **幼児教育課** 申出徴収に変えているからです。
- **___委員** 4月に滞納している人が、8月から特別徴収はできないですか。
- **幼児教育課** できますが、基本的に申出徴収がありますので。それでも取れない人には、今後特別徴収はやっていく予定です。
- **___委員** そうすると、申出徴収で足りているからという答えですよ。滞納者がいた場合に申出しているということですか。
- **幼児教育課** 去年から、入所の時に全ての人に、滞納したときは児童手当から天引きしますよという申出をもらっている。
- **___委員** 当該年度に4月に払わなかった人が8月に児童手当から申出徴収により天引きしている。
- **幼児教育課** 今回数字が上がったのはその分ですね。
- **___委員** 特別徴収というのは、じゃあ逆じゃないということですか。
- **幼児教育課** 対象者が申出徴収に100パーセント同意が貰えているわけではないのです。90何パーセントなのですが。
- **___委員** そういう人が滞納しているのですか。

- **幼児教育課** そういう場合は意識的な悪質なものなので、それは特別徴収していきたいと考えています。これまで組織改正が揃ってなかったからという理由でしたが、今回係を作っていただいたので対処していきたいと思います。
- **___委員** 法的措置の前に特別徴収があるわけですよね。特別徴収をすれば法的措置はしなくていいわけですよね。申出徴収せずに滞納する人がちょっといる、特別徴収をやろうかということですよね。特別徴収すれば解消できるわけですよね。現年度に限って。
- **幼児教育課** ただ、児童手当で全て賄えるかという点、兄弟が多いとか保育料が減額になるとかありますので、そうすると次の手を考えます。
- **___委員** さっき言われた申出徴収で足りているという人で、子どもの数が多くて児童手当で支払したけど足りなくて、一人2万円だったら4月8万円だけ足りないということはあるですか。
- **幼児教育課** 子ども手当、児童手当から申出徴収というのは、私どもの保育料のほか、法律では介護学級の費用若しくは学校給食も取れるということになっていて、どれを優先するかというとどれも同じレベルで、全部が全部というわけではないので、その辺は担当課と調整しています。
- **___委員** 現実的に申出徴収で足りているか足りていないかという点、保育料よりも児童手当の方が少なければ取りきれないということになりますが、取りきれない事例というのは結構あるのですか。
- **幼児教育課** 結構という点、いくつか事例はあります。それについては納付相談や支払方法の相談には乗っている。
- **___委員** 分かりました。特別徴収したとしても、そういう問題はあるということですね。特別徴収を上回って滞納額というのもあり得るわけですね。
- **___委員長** あとは納付方法についてはクレジットカードとか、ゆうちょ銀行やコンビニ支払も検討に入ったということですか。
- **幼児教育課** 検討段階という点、導入という段階に入っているのですが、ただ、クレジットカードの納付のニーズがどれだけなのかというのがあまり聞かれていないのが現実です。郵便局やコンビニというのはかなりいいと思うんですが、費用対効果等含め、クレジットカードについてはもう少し検討したいと思います。
- **___委員長** クレジットカードといっても、クレジットカードで直接ではなく、ヤフーの公金支払みたいなものも費用対効果で考えていただいて。一概に市としては支払方法を多様化しても、コストをかけたところでほとんど使ってくれないというのでは困りますよね。財産調査で差押えを実施するというのは、どういう権限でできるのかというのを教えていただければと思います。
- **___委員** 強制徴収するための地方税法に準じてやっているのだと思います。地方税法がありますので。
- **幼児教育課** 今までではできませんでしたが、時効を待つだけでなく、今動きが始まっています。
- **___委員** 過年度に滞納に対する対応としては、財産調査や差押えになると思いますが、936万円の不納欠損の内訳を教えてくださいませんか。

- **幼児教育課** この点の資料は持っていません。5年間という時効を、これまであまり何もできずにいたのが現状だったので、時効管理の徹底とともに検討していきたい。
- **___委員** 時効の中断はしていたのですか。特約をして、承認させて、分納しますと言って、時効が中断してというのはできていましたか。
- **幼児教育課** できていませんでした。時効の管理そのものができていませんでした。いつから時効が成立するか。そこからやらせているところです。収税課のノウハウを教えてください、システムの方でも時効の管理ができるようなものを作っています。
- **___委員** 936万円の内訳は概ね時効ですか。それは、相手方がいるのですよね。不明とかではなく。現に保育園から小学生に上がったとか。
- **幼児教育課** 連絡が取れないとかもありますね。
- **___委員** 子どもが保育園にいても、連絡取れないということがあり得るのですか。
- **幼児教育課** 子どもがいれば連絡は取れますね。過年度分で卒園して、転居して連絡が取れないということもありますし。所在が掴めていないということです。
- **___委員** 所在不明ということですか。その所在不明というのはどういう手続をしていましたか。例えば電話をかけたか、転居先を探したり、でしょうか
- **幼児教育課** 転居先の調査もやっておりましたが、いくつか分からないものもありました。相手が分かれば申出徴収というのがあります。
- **___委員** 936万円の不納欠損のうちに行方不明がほとんどですか。お金がないというので、時効管理していないので、漫然と時効を迎えちゃったということですか。
- **幼児教育課** 資料がないので、今まではそこができていなかった。
- **___委員** 想像ですが、人がいようが、連絡が取れようが、5年が来たからいいやとやったという感じですか。
- **幼児教育課** その考え方そのものが受け入れられないです。民間ではあり得ないという感じです。
- **___委員長** 時効管理すらやっていなかったということですから。
- **___委員** 民間だったら時効管理はしていましたよね。それを利用してやってもらったらどうでしょうか。時効管理を始めるに当たって、どういうことを始めたというのがありますか。台帳とかパソコン入力を始めて、時効を管理し始めたというものは。
- **幼児教育課** 各種研修会、収税課を含めた研修会をしまして、システムとしても来年度辺りから稼働して、管理ができるようになります。収税課との連携ができるようなものを作っています。
- **___委員** 今は時効管理をしていないのですか。
- **幼児教育課** してないわけではないです。台帳があります。履歴等進めています。
- **___委員** 平成26年度の936万円は、平成27年度においてはかなり減りそうですか。時効を迎えて不納欠損を迎えていたものを不納欠損にしないということですが。
- **幼児教育課** 今まで漫然と、時効により不納欠損にしていたものがありました。これからは欠損に頼らず、収納率の向上を目指したいと思います。
- **___委員** とりあえず今年5年を迎えそうな人には、承認させて分納をやってもらうということで、不納欠損額が減っていきますよね。

- **幼児教育課** そのために納付相談，分納をやっています。消極的な時効管理から積極的な時効管理に変えていっているという状態です。行政改革の流れの中で収納の必要性を認めていただき，幼児教育課の中に認定収納係というのを設けて体制を作っていただきました。
- **___委員長** 他の委員は御質問等ございませんでしょうか。そろそろ時間ですので判定をしていかないといけないと思いますが，よろしいでしょうか。今滞納と申しますか不納欠損，それに関わって様々な情報収集をされる等，対応を始めたところと伺ったので，そうしますと改善継続がいいのかなと思っているのですけれども，どうでしょうか。
- **___委員** 時効管理がざるだったということで，改善をもう始められているので，今年から来年にかけて具体的にこんな形で取り組んだということを次回で御説明いただくということで，継続的にやっていただくということでいいのじゃないでしょうか。
- **___委員長** 改善継続ということでよろしいでしょうか。引き続き改善をよろしくお願いたします。ありがとうございました。それでは，本日の議事は以上となります。今後のスケジュールについて，事務局より説明をお願いします。
- **執行機関** それでは，今後のスケジュールについて御説明いたします。次回は，明日8月21日金曜日午後1時30分から，同じく本庁舎前プレハブ会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。お配りしております資料の9番の市税滞納整理事務についてです。今後のスケジュールにつきましては以上です。
- **___委員長** ただ今，事務局から説明のありましたスケジュールについて，何か御質問等ございますか。

〔質問なし〕

- **___委員長** それでは，以上をもちまして，第3回の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。